

輸送安全管理規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という）第 15 条及び第 16 条の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の一般貨物運送事業に係る業務活動に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不斷に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報について積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全衛生管理規程に定められた事項を遵守する。
 - (2) 輸送の安全に関する支出及び投資を積極的かつ効率的に行なうように努める。
 - (3) 輸送の安全に関する安全監査を行ない、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修計画を策定し、これを実施する。
- 2 一宮運輸グループ各社密接に協力し、輸送の安全性の向上に努める。
- 3 下請業者を利用する場合あっては、下請業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為は行なわない。更に、下請業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請業者の輸送の安全の向上に協力するように努める。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 第 3 条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

- 第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
 - 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行なう。

(社内の組織)

- 第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行なう。
- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 支社長、支店長、事業部長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、所管を統括し、指導監督を行なう。
 - 3 輸送の安全に関する組織体制については、別に定めるところによる。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第9条 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - (1) 四国運輸局長の解任命令が出されたとき。
 - (2) 健康上やその他のやむを得ない事由により職務を引き続き行なうことが困難になったとき。
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行なうことが輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれがあると認められたとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。
- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
 - (2) 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
 - (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - (5) 輸送の安全確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、隨時、安全監査を行ない、社長に報告すること。
 - (6) 社長等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善措置を講じること。
 - (7) 運行管理が適正に行なわれるよう、運行管理者を統括管理すること。

- (8) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行なうこと。
- (9) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行なうこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行なうことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部署に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示などを行なう。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行なう。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する安全監査)

第15条 安全統括管理者は自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況などを点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて、輸送の安全に関する内部調査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する安全監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の安全監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方針を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第 16 条 安全統括管理者から事故、災害に関する報告又は前条の安全監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合もしくは輸送の安全確保のために必要と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方針を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。
- 2 悪質な法令違反により重大事故を起こした場合には、安全対策全般又は必要な事項において確実に安全が確保されるための措置を講ずる。

(情報の公開)

- 第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全衛生管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する安全監査結果並びにそれを踏まえた措置および講じようとする措置については、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全確保のために講じた改善状況については四国運輸局に報告した場合には、速やかに外部に対して公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第 18 条 本規定は業務の実態に応じ定期的に及び適時適切に見直しを行なう。
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害の報告、安全統括管理者の指示、安全監査の結果、社長に報告した是正措置または予防措置等を記録し適正に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録は 3 年間保管する。

(改廃)

- 第 19 条 本規程は、安全品質推進本部が法令等の制定・改廃など、必要な都度見直しを行ない、改廃の必要のあるときには、所定の手続を経て決裁する。

付則

- (1) 本規程は、平成18年10月1日より制定、実施する。
- (2) 本規程は、平成30年5月1日より改訂実施する。
- (3) 本規程は、令和6年8月1日より改訂実施する。